

甲府家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時 平成22年7月20日(火)午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

因幡委員, 今井委員, 江守委員, 金井委員, 窪田委員, 輿石委員, 内藤委員,
奈須委員, 古屋委員, 水上委員, 矢野委員, 横森委員

(甲府家庭裁判所)

佐藤首席家裁調査官, 清水次席家裁調査官, 石田首席書記官, 水口訟廷管理
官, 境事務局長, 増山事務局次長, 大槻総務課長(進行役), 佐野総務課課
長補佐(書記), 清水庶務係長(書記)

4 議事等

(1) 新任委員(因幡委員, 金井委員, 輿石委員, 矢野委員, 横森委員)の紹介

(2) 委員長の選出

委員の互選により, 金井委員が委員長に選任された。

(3) 裁判所からの説明と意見交換

具体的には別紙のとおり

ア 裁判所からの説明(佐藤首席家裁調査官「家庭裁判所と少年審判について」)

イ 質疑応答・意見交換

5 次回委員会のテーマについて

(1) 一人の委員から, その専門的な立場から, 家庭や裁判所に関連した内容等
について発言をいただいた後, それに基づいて意見交換等を行う。

(2) 裁判所から, 被害者の少年審判傍聴制度について説明を行い, それに基づ
いて意見交換等を行う。

6 次回委員会期日

次回(第16回)期日を平成23年1月28日(金)午後2時45分からと
した。

(別紙)

「家庭裁判所と少年審判について」裁判所からの説明と意見交換

以下、発言者は ■：委員長，○：委員，□：説明者である。

【裁判所からの説明】

以下の項目について概要を説明

- 1 少年事件に関する制度の沿革，事件動向及び手続の流れ
- 2 家庭裁判所調査官の役割について
- 3 甲府家庭裁判所における教育的措置の工夫
 - (1) 社会奉仕活動
 - ア 街頭清掃活動（少年友の会の協力）
 - イ ホスピスでの薪割り
 - ウ 老人保健施設での窓ふき
 - (2) 万引き被害を考える講習
 - (3) 看護師による保健指導（喫煙，思春期の性）
 - (4) 野外活動（長野家庭裁判所と共催した3日間のサマーキャンプ）

【少年審判の手続に関するDVDの視聴】

【質疑応答・意見交換】

- 本日の少年事件に関する説明及び少年審判の手続に関するDVDの視聴により，少年鑑別所と少年院の違いがよく分かったが，やや違和感を感じた。DVDに出ているのは，どういう方達なのか。また，DVDの中の少年審判の様子は，実際の少年審判と同様なのか。
- プロの俳優が演じているが，ほぼ実際の審判と同じであり，基本的にはDVDのような進行になる。
- DVDを見て感じた違和感は，裁判官が怖いと思ったことである。少年の更生のため大変丁寧に対応されているが，裁判官が非常に権威的との印象を受けた。
- 裁判官にとって少年事件を担当するのはとても難しい。刑事事件であれば検察官が責任を追及し，弁護士が被告人を守る立場にあり，裁判官はその両方の

言い分を聞いて判断することになる。しかし、少年事件では、裁判官が検察官、弁護士の両方の役割を引き受けなければならない。少年に反省を促すのも裁判官であり、少年の良い面を探し出すのも裁判官の役割である。

- 少年友の会の一員としていろいろな場面で少年と係わることがあるが、DVDを見たとき、いかにも俳優だなという印象を受けた。実際には、調査官も裁判官も、もっと明るい表情をしており、厳しい面もあるが、口調も視線も身構え方も異なっている。
- DVDの中で「家では皆俺を馬鹿にしている」という言葉が印象に残った。家庭の教育力がアップして更生していくというストーリーになっていたが、民生委員という地域の代表として活動している者として、家庭裁判所には地域の教育力が必要ではないのかが気にかかった。
- 少年が地域に帰ったとき、地域の人からどう見られるのか心配になった。被害者の子に対し、加害者の少年本人とその親はどのように対応していくのか。また、私は「悪いことをすると少年院へ入る」と子供に言ってきたが、その手順が良く分かった。
- 地域との関係では教育的措置として清掃活動や施設でのボランティア活動があり、それには少年友の会などのボランティア団体の協力が必要である。
- 「万引き被害を考える講習」では書店やスーパーマーケットの経営者の協力を得て、被害者の立場から少年の更生を願って少年とその保護者に話をしていた。少年友の会、地域の協力者、補導委託を受け入れてくれる方などの地域の力が少年の健全育成のために非常に重要である。山梨少年友の会は、発足して満5周年となる。清掃活動を行うにしても友の会会員の奉仕がなければ成り立たないが、皆手弁当で参加している。多くの少年は、最初は何をしてよいのか戸惑っているが、会員は、優しく声をかけるなどして、清掃活動等が円滑に進むようサポートをしてくれている。
- 家庭裁判所は、本来判断機関であるが、少年に対する教育的措置は、少年法の制定当初から行われていたのか。あるいは最近の取組なのか。
- 少年法の制定当初から少年に対する教育的措置は何らかの形で行われてい

る。

- 少年事件の多くが審判不開始や不処分で終わるが、家庭裁判所は、その結論に至るまで様々な教育的な措置を講じている。
- 少年事件の付添人は、少年が鑑別所へ入った後、頻繁に少年と会い、両親とも話をし、被害者との示談交渉をする。付添人は非常に短い期間で準備を行い、審判に立ち会うことになる。
- 被害者と加害者が同じ地域にすることで、被害者との示談交渉が難しくなることもあるのか。
- それまで知り合いだった友達が加害者と被害者の立場になり、本当に狭いエリアの中で立場が別れてしまう。付添人は足繁く被害者の所へ通って、今後、狭い地域の中で生活していくことを受け入れてもらい、示談してもらえるよう説得したりしている。
- 重大事件では加害者やその家族が地域で生活続けることは難しい。
- 教育的措置として、当庁で行っているホスピスでの薪割り、老人保健施設のボランティア等を紹介したが、もっとこうしたらいいのではないかという意見はないか。
- NPO法人の「ダルク」という薬物依存からの立ち直りを支援するための組織がある。そのNPOが、薬物に依存している者を、地方の衰退した農村で農業活動に従事させている。北杜市のNPO法人では、農業を学びたい方を募り、農家に一か月間寝泊まりしてもらいながら、地元の方と触れあうという活動をしている。身延町には「あけぼの大豆」があり、地元の高校生に農業体験をさせている。地元の方に協力してもらい、開墾、種まきから販売まで行っている。少年も、農業をしている地元の方に受け入れてもらえれば更生に資するのではないか。
- 教育的措置として活動するのも、地域の方の協力を求めるのが大変ではないか。
- 少年友の会の会員の方により、知り合いの施設関係者の紹介を受けるなどしている。老人保健施設では、入所者のお世話を直接するには研修等が必要なた

め、少年は、掃除程度の作業を行うことになる。しかし、そうしたことで施設入所者から「ありがとう」と言ってもらうことが、少年にとってとても意義がある。

- 少年友の会の方が完全にボランティア活動というのは、少年を更生させようという思いが強いということなのか。
- 少年友の会は、戦後間もなくの昭和24年に東京でスタートした。当初は、少年が着る物にも不自由する状況であったため、衣服を用意することからスタートしたと聞いている。その後、東京では様々の充実した活動をしているが、こうした活動は、少年を更生させようという会員の思いに支えられている。